



平成19年6月1日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号2804 東証第2部)
問合せ先 執行役員経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド-エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シーに対する「当社の平成19年5月25日付け意見表明報告書に記載の質問事項に対するご回答のお願い及び秘密保持契約案文のご送付」についてのお知らせ

当社の本日付け「当社株券等に対する公開買付けに関する当社からの質問に対するスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド-エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シーによる対質問回答報告書提出のお知らせ」において開示しましたとおり、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド-エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シー（以下、「公開買付者」といいます。）により平成19年5月18日から開始されている当社株券等に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、本日、公開買付者より、対質問回答報告書（以下、「本回答報告書」といいます。）が提出されました。

しかしながら、公開買付者は、本回答報告書において、当社の平成19年5月25日付け意見表明報告書における質問事項（以下、「本質問事項」といいます。）のうちの複数の質問（本質問事項第24（5）、第4（4）、同（6）、第6（2）、同（6）及び同（11））に関して、「機密情報」にあたること等を理由として、具体的な回答を回避ないし留保しております。

そこで、当社は、公開買付者との間で秘密保持契約を締結したうえでこれらの未回答の本質問事項に対する具体的な回答を要求することとし、本日、公開買付者の代理人であるスティール・パートナーズ・ジャパン株式会社代表取締役西裕介氏宛に、添付のとおり、公開買付者が「機密情報」にあたること等を理由として具体的な内容の回答を行っていない事項については、当社と秘密保持契約書を締結したうえで回答いただくよう要請する旨の書簡を、当該秘密保持契約書（案）とあわせて、郵送にて送付するとともに、ファクシミリにて送信しましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、当社の平成19年5月25日付け「当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び上記の本日付けプレスリリースにおいても開示しましたとおり、本回答報告書の内容を精査し、公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がそれまでに開示したその他の情報とあわせて、本公開買付けの条件等について慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定ですが、かかる評価・検討に当たっては、上記要請を受けて公開買付者から追加提供される情報その他の上記要請に対する公開買付者の対応等も考慮いたします。

以 上

添付

平成19年6月1日

スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド

- エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シー

代理人 スティール・パートナーズ・ジャパン株式会社

代表取締役 西 裕介 殿

当社の平成19年5月25日付け意見表明報告書に記載の質問事項に対するご回答のお願い
及び秘密保持契約案文のご送付

ブルドックスソース株式会社

代表取締役社長 池田 章子

(連絡先 執行役員経営企画室長 佐藤 貢一)

拝 啓

本日、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド - エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シー (代理人 スティール・パートナーズ・ジャパン株式会社代表取締役 西 裕介殿)(以下、「公開買付者」といいます。)は、対質問回答報告書(以下、「本回答報告書」といいます。)を提出されましたが、公開買付者は、本回答報告書において、当社の平成19年5月25日付け意見表明報告書における質問事項(以下、「本質問事項」といいます。)のうちの複数の質問(本質問事項第2 4 (5)、第4 (4)、同(6)、第6 (2)、同(6)及び同(11))に関して、「機密情報」にあたること等を理由として、具体的な回答を回避ないし留保されております。

そこで、当社は、公開買付者に対して、公開買付者が「機密情報」にあたること等を理由として具体的な内容の回答を行っていない事項について、当社と秘密保持契約書を締結したうえで、平成19年6月6日までに回答いただくよう再度要請いたします。当該秘密保持契約書については、当社としての案文を同封いたしておりますので、公開買付者においてご確認いただき、もしコメント等がございましたら早急にご連絡下さい。秘密保持契約書の内容としては、オーソドックスなものであり、特段問題ないものと存じますが、当社といたしましては、可及的速やかに貴社との間で秘密保持契約書を締結させていただく所存です。

敬 具

秘密保持契約書(案)

スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド - エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シー（以下、「甲」という。）及びブルドックスソース株式会社（以下、「乙」という。）は、甲により平成19年5月18日から開始されている当社株券等に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」という。）に関連して当事者間で開示される情報の秘密保持に関し、以下のとおり秘密保持契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において「秘密情報」とは、甲又は乙のいずれか（以下、「情報開示者」という。）より相手方当事者（以下、「情報受領者」という。）に対して、本公開買付けについての検討を目的（以下、「本件目的」という。）として、文書、電子メール、口頭、電子記憶媒体及びその他の開示の方法及び媒体を問わず、「秘密」である旨を明示した上で開示された情報をいう。

ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- （1） 情報開示者から開示された時点において、既に公知であった情報。
- （2） 情報開示者から開示された時点において、既に情報受領者が了知していた情報。
- （3） 情報開示者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、情報受領者が秘密保持義務を負うことなく開示された情報。
- （4） 情報開示者から開示された後に情報受領者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
- （5） 情報開示者から開示された秘密情報によることなく情報受領者が独自に開発・取得した情報。

第2条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方当事者から開示を受けた秘密情報について厳に秘密を保持し、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、甲及び乙は、本件目的のために合理的に必要な範囲で、自らの役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士又は財務アドバイザー（これらを併せて以下、「役員等」という。）に対して、相手方当事者から開示を受けた秘密情報を開示することができる。なお、甲及び乙は、本項ただし書の規定に従い役員等に対して秘密情報の開示を行おうとする場合において、当該役員等が法律上の秘密保持義務を負うものでないときは、本契約に規定される自己の義務と実質的に同等の義務を当該第三者に対して負わせるものとし、且つ、当該第三者によるかかる義務の履行につき、相手方当事者に対して一切の責任を負うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令又は政府機関、裁判所、証券取引所若

しくは証券業協会の規則、決定・命令等により開示を要請される場合、及び、甲又は乙が裁判上の証拠として提出する場合には、合理的に必要な範囲で秘密情報を公表し又は開示することができるものとする。

第3条（期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年が経過した日までとする。

第4条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に規定のない事項及び本契約の条項の解釈に関して疑義が生じた事項については、誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決するものとする。

第5条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因又は関連して生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<以下余白>

本契約を証するため本契約書 2 通を作成し、各自記名捺印の上甲乙各 1 通を保有する。

平成 19 年 6 月 日

(甲) スティール・パートナーズ・ジャパン・アセット・
マネジメント・エル・ピー・気付、24 フェデラル・
ストリート、ボストン、マサチューセッツ、02110、
米国

(c/o Steel Partners Japan Asset Management,
L.P., 24 Federal St. Boston, MA 02110, U.S.A.)

スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテ
ジック・ファンド - エス・ピー・ヴィー ・エル・
エル・シー

代理人 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
岸本ビル 9 階

スティール・パートナーズ・ジャパン
株式会社

代表取締役 西 裕介

(乙) 東京都中央区日本橋兜町 1 1 番 5 号
ブルドックソース株式会社
代表取締役社長 池田 章子